

京都生活協同組合 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のような行動計画を策定します。

(1) 計画期間

2015年4月1日から2020年3月31日までの5年間とします。

(2) 内容(目標と対策・実施時期)

①子どもの出生時における父親の休暇取得(妻分娩時3日間の特別休暇)を促進します。

《対策》

・年1回は部内報等を活用した広報活動を行います。

②計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にします。

男性職員・・・期間内に1人以上取得すること。

女性職員・・・取得率90%以上を維持すること。

《対策》

・①と合わせて、年1回の広報活動を行います。

③2020年3月までに、職員の平均所定外労働時間を1人あたり年間200時間以下にします。

《対策》

・作業実態を分析し、作業改善を進めます。

・月次での実績把握による情報発信を強め、状況に応じて所属長に警告を發します。

・ノー残業デーの取り組みの推進

④こども参観日を実施し親子の相互理解を深めていく場とします。

《対策》

・年1回実施し多くの職場で参加してもらうようチラシやポスターで呼びかけます

⑤就業体験機会の提供を行ないます。

若年者等に対する就業体験機会の提供を行います。

《対策》

・地域の就労体験・職場見学等の要請について受け入れる体制を強めます。